

＜新型コロナウイルス感染症に関する川越町独自支援策＞ 給食費の無償化のご案内（補助分）



子育て世帯の生活を支援し、負担を軽減するために給食費を無償化します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

ご利用されている保育施設等・私立幼稚園にお支払いいただいた給食費相当分につきまして、町へ申請いただいた後、補助いたします。

川越町役場子ども家庭課へ申請書等を提出してください。

1 うちの場合は、対象になるの？（対象者）

川越町内に在住する児童が次の施設等に在籍、または事業を利用するに当たり、各施設等へ給食費相当分を支払った保護者が対象になります。

- (1) 町外認可保育所（3歳以上児）
- (2) 認可外保育施設
- (3) 一時預かり事業
- (4) 私立幼稚園

2 何月分が無償化となるの？（対象期間）

令和4年3月分から令和4年5月分の給食費です。

3 無償化となる金額はいくら？（補助額）

各施設等に支払った給食費相当分のうち、次の金額を補助します。

- (1) 町外認可保育所（3歳以上児）：給食費相当分と補助基準額月額4,500円を比較して少ない方の額
 - (2) 認可外保育施設：日額180円×施設を利用し、かつ、給食を摂取した日数。ただし、1か月4,500円を限度とする。
 - (3) 一時預かり事業：日額180円×事業を利用し、かつ、給食を摂取した日数。ただし、1か月4,500円を限度とする。
 - (4) 町外の私立幼稚園：給食費相当分と補助基準額月額3,650円を比較して少ない方の額
- ※ ただし、(1)～(3)を利用した場合、児童一人当たり1か月4,500円を限度とします。
※ その額に10円未満の端数が生じたときはこれを切捨てます。

4 いつもらえるの？（交付時期）

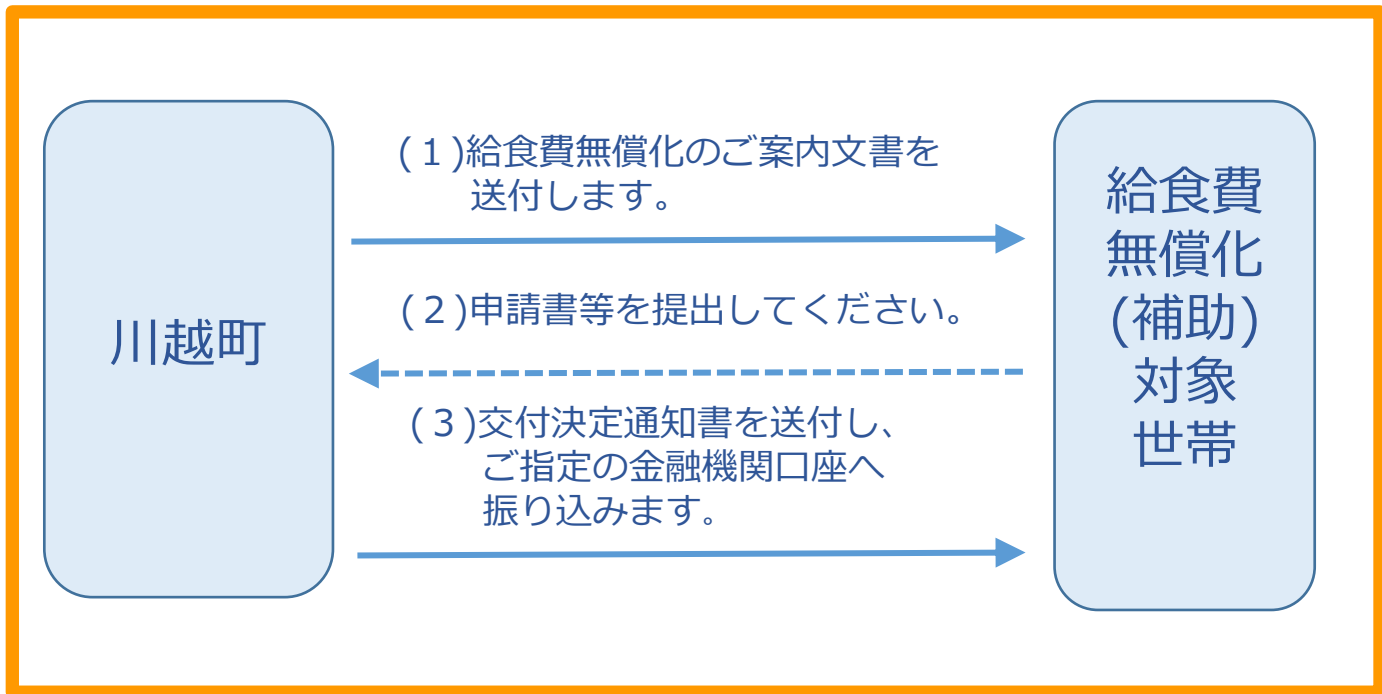
対象月の翌月末まで申請を受け付け、翌々月末に交付を予定しています。交付決定通知書にて、交付日をご確認ください。

5 どのようにしたらもらえるの？（申請及び交付方法）

次の書類を提出してください。ご指定の金融機関口座に振り込みます。

- 川越町保育施設等（私立幼稚園）給食費補助金交付申請書兼請求書
- 施設等へ支払った利用料等のうち、給食費相当分が確認できる書類（領収書等）
- 振込先の金融機関の口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）
- （申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合）委任状

裏面に続きます。必ずご確認ください！



こんなときはどうなるの？

Q. 月途中で引っ越した場合はどうなりますか？

A. 月途中で転入及び転出された場合、町外認可保育所及び私立幼稚園につきましては、川越町に住民登録のある日数で日割り計算し、補助いたします。

また、認可外保育施設、一時預かり事業につきましては、川越町に住民登録のある期間に施設を利用し、かつ、給食を摂取した日数分を補助いたします。

お問い合わせは



川越町役場 子ども家庭課
給食費の無償化担当

電話：059-366-7130

「給食費の無償化」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに川越町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、交付のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに川越町子ども家庭課又は最寄りの警察にご連絡ください。